

◎佐賀県条例第39号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後									
<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、佐賀県<u>地域交流部</u>において処理する。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県内の市町の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長</td> <td>法別表第5第1号の<u>3</u>に掲げる事務</td> </tr> </tbody> </table>		県内の市町の執行機関	事務	佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	法別表第5第1号の <u>3</u> に掲げる事務	<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、佐賀県<u>総務部</u>において処理する。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県内の市町の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長</td> <td>法別表第5第1号の<u>5</u>に掲げる事務</td> </tr> </tbody> </table>		県内の市町の執行機関	事務	佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	法別表第5第1号の <u>5</u> に掲げる事務
県内の市町の執行機関	事務										
佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	法別表第5第1号の <u>3</u> に掲げる事務										
県内の市町の執行機関	事務										
佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	法別表第5第1号の <u>5</u> に掲げる事務										
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(6)～(17) 略</p>		<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(6)～(17) 略</p>									

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第10条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。